

## 令和7年度第2回山口市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和7年5月15日(火) 午前9時30分～午前10時35分
- 2 場所 山口森林ふれあいセンター 会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員19名中17名)  
荒瀬 澄枝、井上 浩一郎、上田 正士、小野 悟、片山 潤之、  
賀屋 忠之、恒富 竹司、徳田 文雄、長尾 誠大、中川 恵美子、  
中野 克俊、西村 健、藤原 敏郎、八木 学、安田 敏男、  
安野 正純、吉武 和子  
  
(2)欠席委員(2名)  
伊藤 良一、小野 基之  
  
(3)事務局  
森野局長・松永副参事・多田主幹・浅原副主幹  
  
(4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名  
  
(2)議案審議  
  
(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和7年度第2回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名中、出席17名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

上田 正士(うえだ まさし) 委員 及び、

小野 悟(おの さとる) 委員 をお願いいたします。

それでは、最初に令和7年度第1回総会議案第11号の農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。これは4月の総会で審議され保留となったものです。

議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

議案第1号、令和7年度第1回総会農地法第5条議案第11号、大内水上四丁目、用途地域内にある第3種農地に、共同住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、土地利用計画図を変更する可能性があるとのことで、申請人からの申出により、審議保留としておりましたが、この度、土地利用計画が確定し、北部地区協議会で審議を行ったものです。

以上の議案につきましては、記載された内容が審査基準に適合していることが確認でき、また、北部地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく申し上げます。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業

委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

御意見がないようですので、以上で継続審議に係る議案審議を終わります。  
只今審議しました議案について採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案第1号は、「許可」といたします。

続きまして、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。  
事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案2ページをお開きください。合わせて、参考位置図2ページを御覧ください。  
申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第2号、宮野上、無償移転です。  
申請人は、市内に居住する者です。  
取得後の経営規模は36アールとなります。

議案第3号、秋穂西、有償移転です。  
申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は0.3アールとなります。

議案第4号、秋穂西、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は15アールとなります。

議案第5号、嘉川、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は1,199アールとなります。

議案第6号、佐山、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は46アールとなります。

議案第7号、佐山、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は102アールとなります。

議案第8号、佐山、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は38アールとなります。

議案第9号、阿知須、無償移転です。

申請人は、宇部市内に居住する者です。

取得後の経営規模は7アールとなります。

議案第10号、阿知須、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は232アールとなります。

議案第11号、阿知須、有償移転です。  
申請人は、市内に居住する者です。  
取得後の経営規模は25アールとなります。

議案第12号、阿東地福下、無償移転です。  
申請人は、萩市内に居住する者です。  
取得後の経営規模は30アールとなります。

議案第13号、阿東地福下、無償移転です。  
申請人は、萩市内に居住する者です。  
取得後の経営規模は18アールとなります。

議案第14号、阿東徳佐中、有償移転です。  
申請人は、宇部市内に居住する者です。  
取得後の経営規模は13アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が完了しましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案9ページをお開きください。合わせて、参考位置図14ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第15号、矢原、用途地域内にある第3種農地を、倉庫、通路等として利用するものです。

議案第16号、阿東徳佐上、農用地区域内の農地に、米の保管庫を建築するものです。

なお、申請地は、令和6年3月19日に農地法の許可を得ることなく米の保管倉庫を設置したのですが、阿東地区協議会で追認申請を認められ、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容

を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が完了したので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案のうち、第16号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、第15号は「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案11ページをお開きください。合わせて、参考位置図16ページを御覧ください。

ださい。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第17号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第18号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第19号、大内長野、用地地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第20号、吉敷赤田一丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第21号、宮野下、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第22号、宮野下、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第23号、周布町、用途地域内にある第3種農地に、共同住宅を建築するものです。

議案第24号、吉田、用途地域内にある第3種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第25号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備の進入路を整備するものです。

議案第26号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備の進入路を整備するものです。

議案第27号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第28号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第29号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第30号、小郡新町二丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第31号、小郡下郷、用途地域内にある第3種農地に、共同住宅用地を整備するものです。

なお、この事案につきましては当初提出された土地利用計画に急遽変更が生じたものの変更後の計画図面の書類が未提出のため、保留とするものです。

議案第32号、阿知須、用途地域内にある第3種農地に、JR切土崩壊復旧工事用の作業場を整備するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和7年12月31日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、議案第31号を除き、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりま  
したので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業  
委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議  
案について、一括して採決を行います。議案第31号を除く全て「許可」とする  
ことに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案については、  
議案第31号を除き「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について  
事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案20ページをお開きください。

議案第33号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について  
説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計 381 筆 829,271 m<sup>2</sup>です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市

より農業委員会の意見が求められたものです。 よろしくお願ひいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願ひします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積等促進計画の案について、「異議なし」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、農用地利用集積等促進計画の案については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。

議案について、事務局より議案説明をお願ひします。

事務局

議案21ページをお開きください。合わせて、参考位置図27ページ以降を御覧ください。

議案第34号から議案第45号について、一括で説明いたします。

北部地区1件、中央地区4件、川東地区2件、川西地区3件、徳地地区1件、阿東地区1件の議案です。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第34号から39号及び議案第42号については、昭和45年10月以降で20年以上経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第40号及び第41号並びに議案第43から45号については、荒廃で面積が500㎡以上のため、本日の会議にお諮りするものです。

なお、議案第41号及び第43号につきましては、川西地区協議会において、現地の状況や申出書の内容から「荒廃農地となって10年以上経過した非農地」とはみなせず現況証明の要件を満たしていないため、現況証明を発行しないとの結論となっております。

御審議よろしくお願いたします。

#### 会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

#### A委員

議案第41号と43号は、申請者は荒廃という認識の中で、これはまだそこまで荒れていないと伝えたときに、申請者はすんなり納得されるものなのでしょうか。地区協議会ではどういう考えになっていますでしょうか。

#### 事務局

補足説明しますと、41号は前回総会で審議していただきましたが、地区協議会で再度審議するよう差し戻した事案になります。

#### B委員

両件とも、所有者は高齢で、管理できる人がいない状況です。また、条件不利地で耕作者もいない状況です。そういう中で、納得はされないと思います。誰かが耕作できるのかというと、誰も耕作できない状況にあると思っています。

先だつての総会で、ルールに則れば発行できないという意見がありましたので、そうであるなら証明は発行できないな、となっております。

それで、管理ができない、借りる人もいない、そういった農地を今後どうしていくのか、残しておくのか残しておかないのか、農業委員会で方向性を決めていくべきかと思います。阿知須周辺では、有効利用すれば街の発展につながるような場面もある中で、耕作者もいないような農地をどう扱っていくべきか、方向性を考えていけたらな、と思っています。

## C委員

ちょっといいですか。

基本的に地権者の意向に沿って決めていくのはおかしいと思います。そうになったら、誰もが荒らして農業委員会に申請して、雑種地なりにしていく方法を安易に考えるのではないかと思います。

後継者がいないなどの言い分は理解できるのですが、私たちのところでも後継者がいない、田にならないというところがあります。でも、そういったところで、農振地域もありますので保全会などで草刈りをやっている例もあります。

個人の理由で、農地から外すということが可能であるなら、すぐに太陽光などの施設を作ることができます。荒らすぐらいなら他の利用で管理して、周りに迷惑かけないという考えはあると思いますが、今の現況なら、まだちょっと手を入れれば草刈りなどの管理はできると思います。そういった土地を農地から外すというのは、皆抵抗が出てくると思います。

農振地域の中にある荒廃農地はたくさんありますが、ほ場整備がされていないような地域で、市に聞いてみてもほ場整備は何十年も先になり、すぐにはできないという話になり、できないということになるので、今のところ保全会頼りというのが現状です。正直それも面倒が見切れないということもありますが、田んぼをやっているところもありますので、安易に個人の理由だけで農地を外すというのは抵抗があります。

## D委員

今、C委員が発言されましたけど、何十年と耕作されていないところを二島地域では農地にされています。

基本的に現況証明はサービスみたいなものです。本来、非農地にするなら

転用申請かけてやるべきで、安易に現況証明でやるのは不適切と思います。

やり手がないからと農地から外してしまうと、可能性は低いかもしれませんが二島のようにそこを農地に戻そうと思う人がいたときに、そこが雑種地になっていたら難しくなるのではないかと思います。特に干拓地なんかで新たに農地にするのに手続きがあったんじゃないかと思いますが、難しいことになるのではないかと思います。

川東地区では、鑄銭司でも何十年と耕作されていない農地を戻されたという例もあります。めったにないことかとは思いますが、各地区の委員さんが農地に戻せると判断されるような場合は、現況証明で非農地するというのは不適切と考えます。

## 事務局

農地を守る、という基本的な農業委員会の考えの中で、現況証明の基準を設けてやっています。D委員が言われるとおり、現況証明は農地法に特に定めがあるわけではなく、サービスとしてやっているものになっており、基準のひとつに今後計画があるなら現況証明ではなく、転用申請となっているところであります。

こうしたところを踏まえ、今ご判断していただいているわけで、今後もこの方針でいきたいと考えますが、議案第43号については資料の参考位置図51ページに平成25年の航空写真を添付しておりますが、状況を見ますとしっかり耕作されており、基準上で荒廃してから10年経過とあり、荒廃の定義も見方はいろいろありますが、現況証明の考え方では木が生えて容易に農地に戻せない状況になって10年としておりますので、1、2年でこの今のような状況になってとは考え難いので、基準に沿わないとして地区協議会では現況証明の発行は控えると理解いただいたところであります。

荒廃地化は建物などがあるわけではないので、なにをもって荒廃地化とするかの基準は難しいところではあると思います。モアを入れたら戻るとか、重機を入れないと戻らないレベルなどありますが、最終的には何かすれば農地に戻るとは思いますが、どこをもって荒廃地化とするのかは、個々の判断になると思います。

いずれにいたしましても、客観的に判断していくものでありますので、地権者の意向とか後継者がいないなどの理由は現況証明の基準に当てはまらないと理解しています。

## E委員

私が委員になったころ、会長さんや事務局職員さんに言われたのは、次の計画があるなら現況証明は交付してはいけないということでした。やはり、転用申請だと手続きにおけるロスとかありますし、現況証明で進めると安く上がるし、簡単ということがあるようです。荒廃についても、耕作しなくなって10年ではないということも聞いており、判断するときは頭に置いています。

地区協議会の場でも大分問題になりましたが、前は判断がわからないということで41号は総会に仰ぐとしましたが、地区の委員さんも見られてやはり早いよねということで発行しないことになりました。阿知須の方も、平成25年の航空写真見て発行しないとしました。

現況証明の荒廃の判断は、いつの段階でするかというのはとても難しいと思います。それに地域によって考えがちがってくるというのはあると思います。小郡の街中だと雑種地にすると税金高くなるから地目変えないとかありますし、他のとこだと雑種地になってもさして変わらないとかあるようです。そういうわけで、皆にあらためて現況証明の考え方など教えてもらえるといいなと思います。

それから、街中と農地の中で安易に現況証明してほしくはないですが、山際はですね、農地から外さないとかわいそうなところもあります。いま農地から外すということで非農地通知などどんどん進められていると思いますが、逆立ちしてもダメなものはダメなので、引き続き進めてもらったらと思います。

## 事務局

非農地通知の処理については、阿東、徳地、仁保と進めています。今後も引き続き推進していきたいと考えております。

また、現況証明につきましても、農地を守るという前提のもと、転用申請の抜け道にならないよう、地目の変更を目的としているものなので、そのあたり

周知徹底し、現況証明の制度についても皆さんにお諮りしていきたいと考えます。

会長

その他、特に意見がないようですので、採決を行います。

議案第41号及び第43号については、現況証明を発行しないこととし、その他の議案につきましては、現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

会長

挙手多数と認め、議案第41号及び第43号については、現況証明を発行しないこととし、その他の議案につきましては、現況証明を発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。5月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

F委員

5月1日に中央地域の再生協議会が開かれまして、それに出席させていただきましたので、ちょっとだけ報告させていただきたいと思います。

米の状況が、今ご存じのような状況ですので、主食用米にみんな傾いてしまっています。飼料用米も主食用に代わってしまったり、加工用米も期間の3年が終わり、もう作らないという農家が増えるので、そうならないようにこの度、飼料用米の交付金の加算が出ました。ただ、山口の中央地域のことだから阿知須の方は宇部だからよくわからないですが。

それから加工用米についても、変更があって金額が上がっています。どうしても加工用米にしても相手さんの酒造会社がありますし、いままで契約していた分も達成できていないのに、尚且つ農家が減っては農協としても困るから、なんとか上げていく方向で、また去年はこれではやってられないというぐらい下がったので、今年はその分がんばって作ってもらおうという状況になっています。

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和7年度第2回山口市農業委員会総会議事録である。

令和7年5月15日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 上田 正士

署名委員 小野 悟

記 録 者 浅原 紀彦